

令和5年11月22日
松山河川国道事務所

道路災害時における

放置車両の移動訓練 を実施します

～道路交通確保を目的とした実働訓練～

愛媛県内では平成26年12月に国道192号（徳島県境）において、大雪による大規模な車両の立ち往生が発生し、改正災害対策基本法を全国で初めて適用して車両の移動等の対応を行いました。

国土交通省松山河川国道事務所では、大雪時や災害時に走行不能となった車両が路上に放置されることで通行障害となる場合を想定し、道路交通の確保を目的とした「**放置車両の移動訓練**」を以下のとおり実施します。

1. 開催日時 **令和5年12月6日（水）10:00～11:30**

※小雨決行（ただし、大雨・雪等悪天候の場合は中止）

2. 訓練会場 愛媛県東温市河之内^{とうおん かわのうち} 国道11号 登坂車線

【資料－1参照】

3. 訓練内容 道路災害時、国道上に車両が放置されていることを想定した移動訓練
○レッカー車による移動や車両簡易移動器具を使用した人力による移動訓練等
を実施します。

【資料－2参照】

4. 参加機関 松山南警察署、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）、自治体参加者、
松山河川国道事務所及び道路維持工事受注者 約30人

5. その他 当日取材可能

※取材を希望される方は、12月4日（月）15時までに
道路管理第一課^{やの} 矢野まで事前に連絡をお願いします。

大雪時に大規模な立ち往生車両の発生を防止するために、高速道路と並行する国道について、計画的に同時通行止めを行う可能性があります。

【資料－3参照】

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト [No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト] に該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局 松山河川国道事務所 電話：089-972-0034（代表）

副所長（道路）： ^{やの} 矢野 ^{ひろき} 裕紀（内線：205）

◎ 道路管理第一課長： ^{やの} 矢野 ^{たかし} 峰（内線：431）

◎：主な問い合わせ先

◆訓練内容

- (1) 放置車両による渋滞等の確認のため、道路パトロールカーにて状況確認
- (2) 放置車両の現認および報告
- (3) 災害対策基本法に基づく区間指定の訓練
- (4) 県警パトロールカーの先導でJAFロードサービスカーの出動 【松山南警察署、JAF】
- (5) 移動前の車両状況記録(写真撮影・記録表) 【国土交通省】
 車両及び車両放置場所に「通知書」掲示
 車両の移動開始
 - ① JAFロードサービスカーによる放置車両の移動 (写真①) 【松山南警察署、JAF】
 - ② 車両簡易移動器具にて、普通乗用車を移動 (写真②) 【国土交通省】
- (6) 移動完了後、車両状況記録(写真撮影・記録表)
- (7) 見学の地方自治体等の職員による訓練体験(予定) 【県、市、町】
- (8) 立ち往生車両の乗員保護訓練 【国土交通省】



タイヤに装着します！



車両簡易移動器具

高速道路と国道が同時通行止めとなる可能性があります。

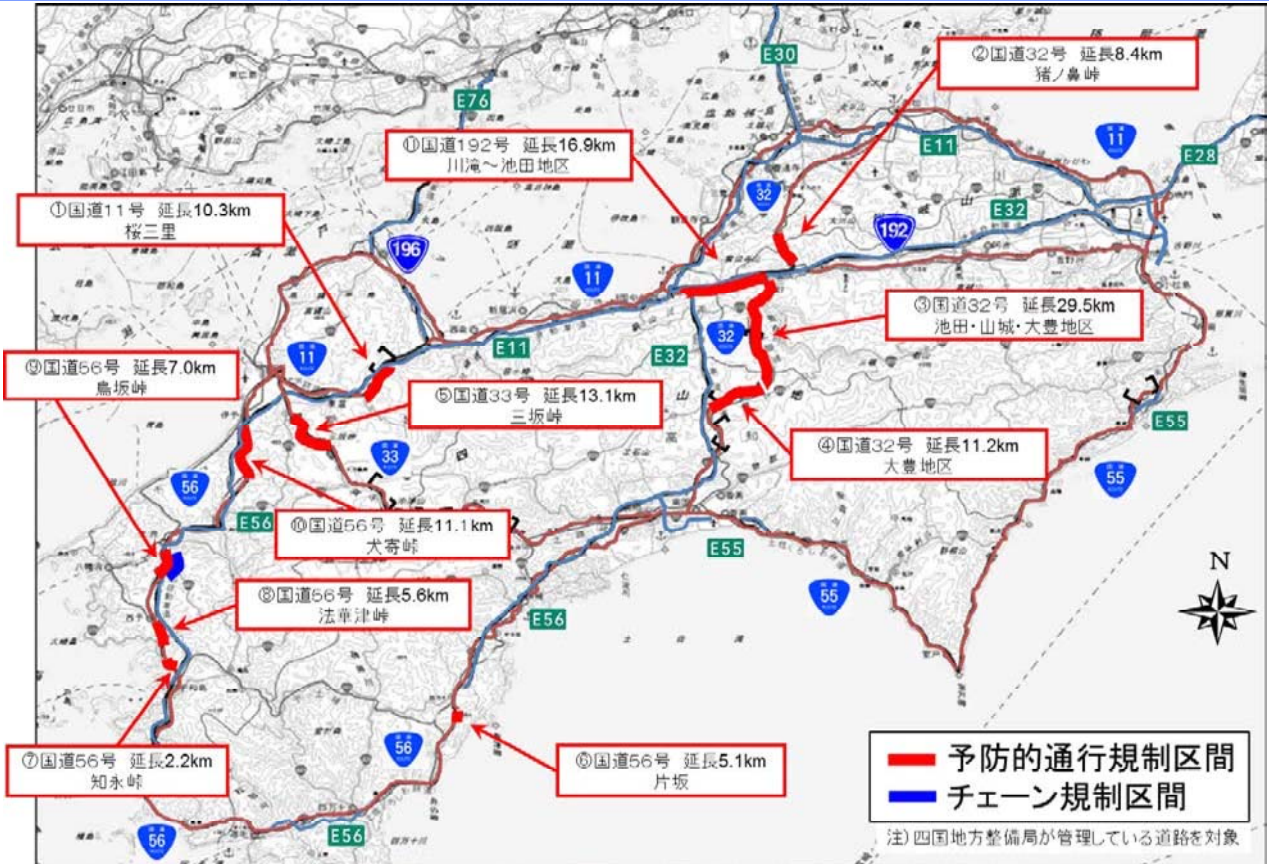
- 大雪時に大規模な立ち往生車両の発生を防止するために、高速道路と平行する国道について、**計画的に同時通行止めを行う可能性があります。**
- 大雪時は外出をお控えいただき、やむを得ず車で移動する際は、**冬用タイヤの装着やチェーンの携行**をしていただくとともに、**最新の道路・気象情報のご確認**をお願いします。

予防的通行規制区間とは

国が管理する道路において、大雪時に急な上り坂で大型車が立ち往生しやすい場所等を選定し、集中的・効率的に優先して除雪を行う区間をいいます。

チェーン規制区間とは

大雪特別警報等が発表され、冬用タイヤでの走行が困難な路面状況になった場合に、従来であれば通行止めとなる状況において、タイヤチェーン装着車の走行を可能とする区間をいいます。



昨年度の車両移動訓練状況（令和4年12月9日実施）

JAFロードサービスカーによる車両移動



車両簡易移動器具の設置



車両簡易移動器具による放置車両の移動



冬期、山間部に配備している応急対応用の除雪資材



令和4年12月の除雪作業状況(国道33号)



平成26年12月5日 国道192号大雪による車両の立ち往生



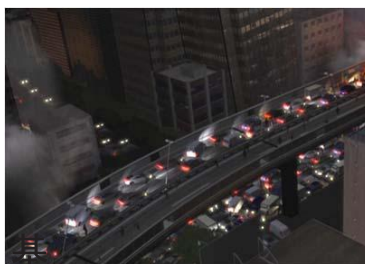
● 災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月14日に公布、施行されました。

改正の背景

・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれがあります。

・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要がありました。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し併せて損失補償規定を整備)

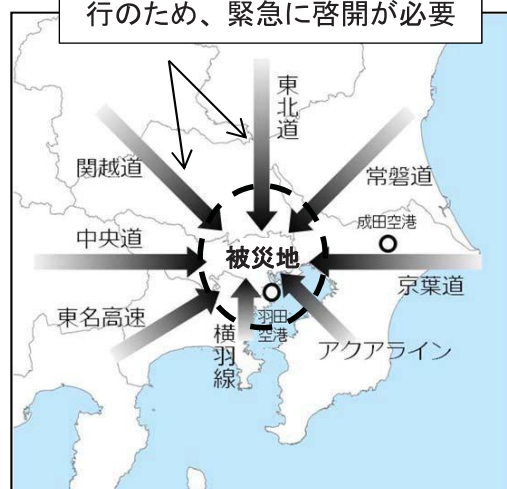
2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)